

5.3 評価書提出後の手続等の経過

5.3.1 環境影響評価手続の状況

環境影響評価手続の状況は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 環境影響評価手続の状況

手続の内容	年月日	備考
環境影響評価書の提出	平成 23 年 10 月 26 日	—
着工届の提出	平成 24 年 9 月 27 日	併せて事後調査計画書提出
事後調査報告書 (工事の施行中その 1) の提出	平成 26 年 6 月 12 日	騒音・振動、廃棄物及び電波障害
事後調査報告書 (工事の施行中その 2) の提出	平成 27 年 3 月 30 日	騒音・振動、土壌汚染及び廃棄物
事後調査報告書 (工事の施行中その 3) の提出	平成 28 年 6 月 13 日	大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、 地盤、水循環及び廃棄物
事後調査報告書 (工事の施行中その 4) の提出	平成 29 年 3 月 30 日	大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、 地盤、水循環及び廃棄物
工事完了届の提出	平成 29 年 10 月 11 日	—
事後調査報告書 (工事の施行中その 5) の提出	平成 30 年 3 月 30 日	土壌汚染及び廃棄物

5.3.2 許認可等の状況

関係許可等の状況は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 関係許認可等の状況

許 認 可 等	年 月 日	備 考
都市計画決定	昭和 42 年 5 月 6 日	都市計画法第 19 条第 1 項
連担認定	平成 25 年 10 月 21 日	建築基準法第 86 条第 2 項
計画通知	平成 26 年 4 月 25 日	建築基準法第 18 条第 2 項
特定施設設置届出	平成 26 年 5 月 14 日	ダイオキシン類対策特別措置 法第 12 条第 1 項
特定施設設置届出	平成 26 年 5 月 14 日	水質汚濁防止法第 5 条第 3 項
ばい煙発生施設の設置届出	平成 26 年 5 月 14 日	大気汚染防止法第 6 条
一般廃棄物処理施設の届出	平成 26 年 6 月 13 日	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 9 条の 3
工場設置認可	平成 26 年 6 月 16 日	都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例第 81 条第 1
工事計画届出	平成 26 年 11 月 20 日	電気事業法第 48 条
危険物貯蔵所設置認可	平成 29 年 5 月 26 日	火災予防条例第 58 条
検査済書（建築物）	平成 29 年 9 月 13 日	建築基準法第 18 条

5.3.3 事後調査の進捗状況

事後調査の作業日程について、表 5.3-3 に示すとおりである。今回の調査は、「工事の完了後」であり、工事の完了後における調査内容は、施設稼働後における大気汚染、悪臭、騒音・振動、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス並びに環境保全措置の実施状況についてである。

6 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 6-1(1) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
大気汚染	<p>施設の稼働時の煙突排出ガス中の汚染物質については、ろ過式集じん設備、洗煙設備及び触媒反応塔により、排出量を極力抑えるとともに法規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守するため定期的に監視を行う。(評価書 p. 209)</p>	<p>清掃工場排出ガス中の汚染物質は、ろ過式集じん器、洗煙設備及び触媒脱硝設備により、法規制値より厳しい自己規制値以下に除去し、汚染物質ごとに常時測定もしくは定期的な測定により監視している。(p. 16 表 5.2-4 及び p. 52 表 7.1-17 参照)</p>
	<p>施設内を走行する清掃車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、適正な運行管理によって、車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。(評価書 p. 210)</p>	<p>清掃車両等には天然ガス車等の使用を推進し、排出ガスの削減に努めた。また、適正な運行管理により車両が特定の時間に集中することを回避するとともに、アイドリング・ストップの励行に努めた。(写真 6-1 及び写真 6-2 参照)</p>
悪臭	<p>全般 工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。(評価書 p. 244)</p>	<p>工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめた。</p>
	<p>敷地境界 プラットホーム【ごみ搬入時の臭気】 プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、ごみ搬入車両の入場時以外は、プラットホームを外気と遮断する。(評価書 p. 244)</p>	<p>プラットホームの出入り口には自動扉及びエアカーテンを設置し、外気と遮断することで臭気の漏れを防いでいる。(写真 6-3 参照)</p>

表 6-1(2) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
悪臭 敷地境界	<p>ごみバンカ【ごみ貯留時の臭気】</p> <p>ごみバンカのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。</p> <p>焼却炉の稼働時には、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、臭気物質を800℃以上の高温で熱分解するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。</p> <p>定期補修工事中など年に数週間の焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。</p> <p>（評価書 p.244）</p>	<p>ごみバンカにはバンカゲートを設け、ごみ投入時以外には自動的に閉じるようにして、臭気の漏れを防いでいる。</p> <p>（写真 6-4 参照）</p> <p>焼却炉の稼働時には、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として焼却炉に吸引し、臭気物質を800℃以上の高温で熱分解している。</p> <p>また、定期補修工事中などの焼却炉停止時には、脱臭装置（活性炭吸着）でごみバンカ内の空気を処理し、臭気を除去している。この際、ごみバンカ内の空気が常に脱臭装置に吸引されるため、ごみバンカ内は負圧に保たれ、臭気が外部に漏れることはない。（写真 6-5 参照）</p>
	<p>ごみ収集車両【搬入車両による臭気】</p> <p>ごみ収集車両は、汚水が漏れないように密閉構造とし、車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で洗車する。</p> <p>また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。</p> <p>（評価書 p.244）</p>	<p>ごみ収集車両は密閉構造とし、退路途中には自動洗車装置を設置して、ごみ収集車両を適宜洗車している。</p> <p>また、構内道路、プラットホームは、ごみ収集車両の搬入日に適宜、散水車で洗浄している。</p> <p>（写真 6-6 及び写真 6-7 参照）</p>
煙突等 気体 排出口	<p>焼却設備【ごみ焼却排ガスによる臭気】</p> <p>焼却炉内へ投入するごみの臭気及びごみバンカ内から焼却炉へ吸引した空気の臭気は、焼却炉により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。（評価書 p.244）</p>	<p>焼却炉内へ投入するごみの臭気及びごみバンカ内から焼却炉へ吸引した空気の臭気は、焼却炉により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化している。</p>
	<p>脱臭装置【脱臭装置の排気による臭気】</p> <p>焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンカ室の気積に見合ったものとすることにより、脱臭能力を確保する。</p> <p>（評価書 p.244）</p>	<p>焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンカ室の気積に見合ったものとすることにより、脱臭能力を確保した。</p> <p>（写真 6-5 参照）</p>

表 6-1(3) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
悪臭 排水	<p>汚水処理設備【放流水からの臭気】</p> <p>計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、公共下水道へ排出する。</p> <p>また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。 (評価書 p. 244)</p>	<p>計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、周辺の外気に臭気が漏れないよう、清掃工場建物内に設置した汚水処理設備にて、凝集沈殿処理を行い、公共下水道へ排出している。(写真 6-8 参照)</p> <p>また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出している。</p>
騒音・振動	<p>清掃車両の走行に当たっては、規制速度を厳守する。 (評価書 p. 296、p. 344)</p>	<p>清掃車両の走行時に規制速度を厳守するよう、ミーティング等により指導を徹底している。</p>
	<p>工場設備は原則として、屋内に設置する。また、周囲の壁に必要に応じ、吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。 (評価書 p. 296)</p>	<p>工場設備は工場棟内に設置し、騒音の大きな部屋の内壁には吸音材を貼り付け、防音処理を行った。 (写真 6-9 及び写真 6-10 参照)</p>
	<p>必要な機器(ボイラ用安全弁等)には消音器をつける。(評価書 p. 296)</p>	<p>ボイラ安全弁等の騒音が発生しやすい機器には消音器を取り付けた。 (写真 6-11 及び写真 6-12 参照)</p>
	<p>清掃車両の運行については、周辺環境に配慮するよう、速度順守などの注意喚起に努める。(評価書 p. 296、p. 344)</p>	<p>清掃車両の運行については、周辺環境に配慮するよう、ミーティング等により指導を徹底するとともに、構内に標識を設置し、清掃車両の走行時の騒音・振動の低減に努めている。 (写真 6-13 参照)</p>
	<p>振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴム等の振動対策を行う。(評価書 p. 344)</p>	<p>振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴム及び伸縮継手等を取り付け、振動対策を行った。 (写真 6-14、写真 6-15 及び p. 99 表 7.3.2-6 参照)</p>
日影	<p>本事業においては、計画する管理棟・工場棟は全体的に既存施設の高さより低く抑え、また煙突は既存のものを再使用することにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。(評価書 p. 407)</p>	<p>清掃工場の建替えにおいては、工場棟を既存施設より低く抑え、煙突は既存のものを再利用することにより、周辺の日影の状況に配慮した。</p>

表 6-1(4) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
電波障害	<p>予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。 (評価書 p. 422)</p>	<p>工事完了後以降清掃工場周辺から、電波障害に関する問合せ等はないことから、電波障害は発生していないと考えられるため、対策は講じていない。</p>
	<p>墨田区に建設中の東京スカイツリーからの送信が計画されている地上デジタル波については、国の方針等を踏まえ、送信条件等が明らかになった後、速やかに障害範囲を予測する。また、送信開始後現地調査を実施し、必要な場合は適切に対応を行う。(評価書 p. 422)</p>	<p>平成 25 年 9 月 10 日に現地調査を行い事後調査報告書(工事の施行中その 1)で再予測結果の報告を行った。 なお、電波障害の発生が予測される地域は、清掃工場の敷地及び清掃工場に隣接する市民センターの敷地の一部であり、対応は不要であった。</p>
景観	<p>建築物の外観意匠については周辺環境と調和したデザインとし、工場棟については既存のものより高さを低くし量感を軽減する。(評価書 p. 442)</p>	<p>建築物は「杉並区景観計画」に基づいた色彩とし、周辺環境と調和したデザインとした。また、工場棟については既存のものより高さを低くし量感を軽減した。</p>
	<p>煙突(外筒)については既存を再使用するため変化はなく、周辺環境と調和したデザインとする。</p>	<p>煙突(外筒)については既存を再使用したため、景観に変化はない。</p>
	<p>計画施設は壁面緑化や緑地帯を設置する等、可能な限り緑化を図る。</p>	<p>工場棟は、壁面の一部を緑化し、建築物の量感の軽減を図ったデザインとした。また、屋上緑化を施し、敷地内にも可能な限りの緑化を図った。 (写真 6-16～写真 6-18 参照)</p>
廃棄物	<p>主灰及び飛灰は、原則として灰溶融施設へ搬送して溶融処理し、脱水汚泥は埋立処分する。なお、灰溶融施設の故障等により溶融処理できない場合、飛灰は重金属類の溶出を防止する安定化处理として薬剤処理等を行い、主灰と共に中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に処分をする。 (評価書 p. 459)</p>	<p>主灰及び飛灰は、灰溶融施設へ搬送する計画であったが、平成 28 年度以降は多額の維持管理コストや東日本大震災の発生による電力のひっ迫、放射能問題などにより、灰溶融施設は休止している。 主灰については、現在、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ埋立処分、または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図っている。 薬剤(キレート)処理した飛灰(飛灰処理汚泥)については、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ埋立処分している。</p>

表 6-1 (5) 環境保全のための措置の実施状況

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
廃棄物	主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に満足していることを確認する。 (評価書 p. 459)	主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥については、重金属溶出試験（年4回）やダイオキシン類の測定（年1回）を実施し、埋立基準に適合していることを確認している。
温室効果ガス	ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行う。 (評価書 p. 468)	ごみ焼却により発生する廃熱を利用した発電や太陽光発電を行っており、工場内で発電した電力は、工場内で使用するほか、余剰分は売却している。 (写真 6-19～写真 6-21 参照)
	ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内の蒸気式空気予熱器などに使用するとともに、隣接する市民センターへ熱供給する。 (評価書 p. 468)	ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内で使用するとともに、隣接する市民センターへ熱供給している。 (写真 6-21 参照)
	LED照明による省エネルギー効果や室内への自然光利用及び太陽光発電等による自然エネルギーの活用により二酸化炭素排出量の削減を図る。 (評価書 p. 468)	ごみ発電の高効率化、地中熱を利用した空調設備の導入、省エネルギー型蛍光灯の利用や自然光利用、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガス排出量の削減を図っている。 (写真 6-19～写真 6-22 参照)
	地上部及び屋上における緑化を推進するとともに、壁面緑化を積極的に採用し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図る。 (評価書 p. 468)	地上部、屋上及び壁面等、可能な限り緑化を施し、建造物の断熱化、空調等の省エネルギー化及びヒートアイランド現象の緩和を図っている。 (写真 6-16～写真 6-18 参照)



写真 6-1 清掃車両の使用状況
(天然ガス (CNG) 車)



写真 6-2 清掃車両の使用状況
(液化石油ガス (LPG) 車)

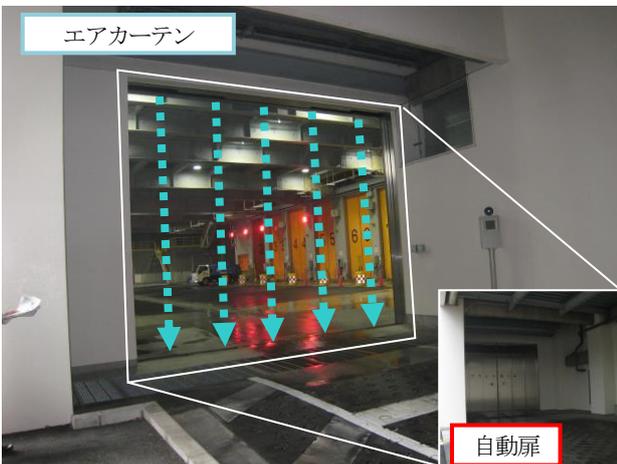


写真 6-3 エアカーテン及び自動扉の設置状況
(プラットフォーム出入口)

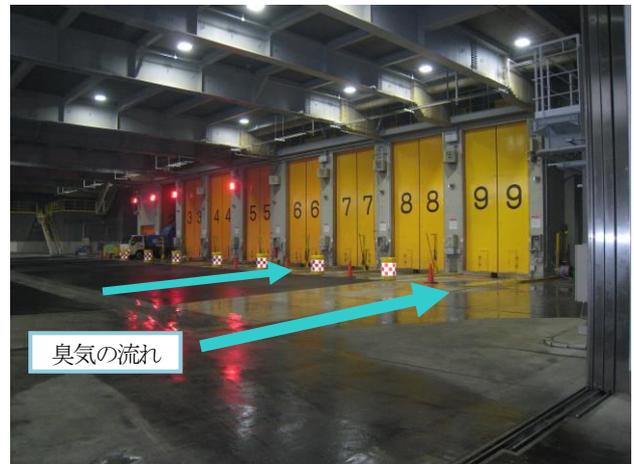


写真 6-4 バンカゲートの稼働状況
(プラットフォーム)



写真 6-5 脱臭装置



写真 6-6 自動洗車装置の設置状況



写真 6-7 散水状況

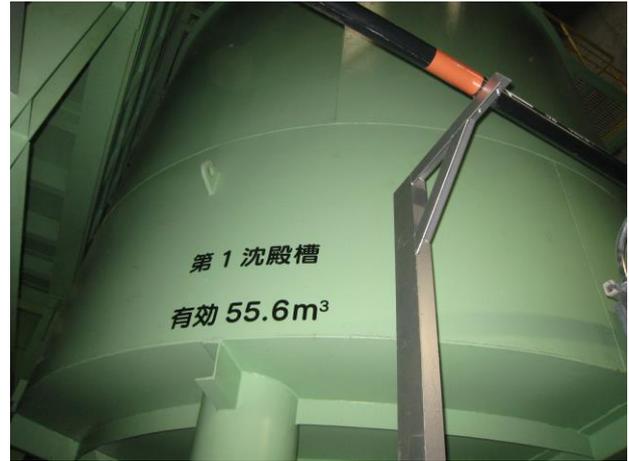


写真 6-8 凝集沈殿槽

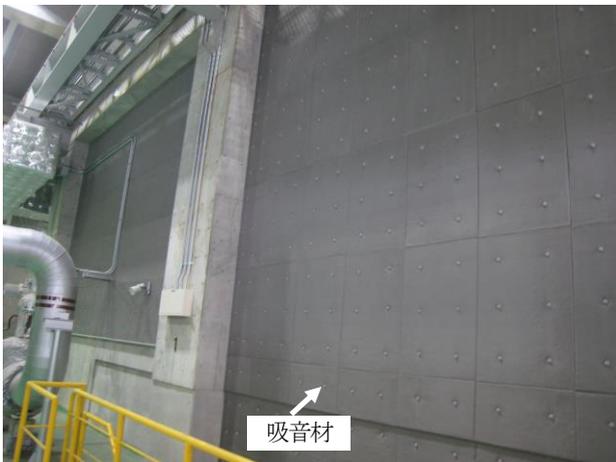


写真 6-9 吸音材の設置状況
(蒸気タービン発電機室)



写真 6-10 吸音材の設置状況
(排気復水器スペース)



写真 6-11 消音器の設置状況
(ボイラ安全弁消音器)



写真 6-12 消音器の設置状況
(タービンバイパス消音器)



写真 6-13 構内速度制限（構内道路）



写真 6-14 防振ゴム・伸縮継手の設置状況
（押込ファン）



写真 6-15 蒸気タービン発電機の設置状況写真

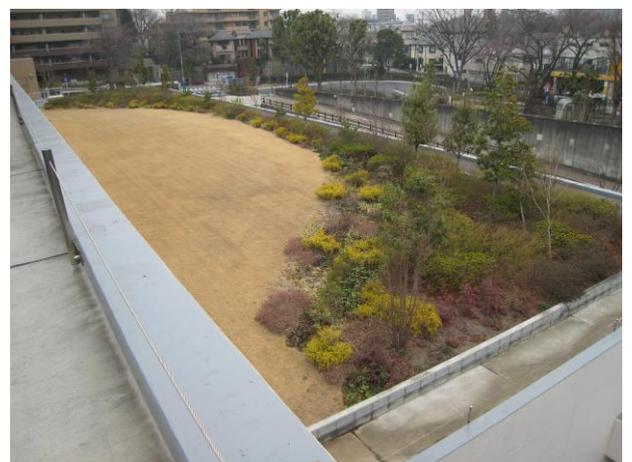


写真 6-16 屋上緑化の状況



写真 6-17 壁面緑化の状況



写真 6-18 敷地内緑化の状況



写真 6-19 太陽光パネルの設置状況



写真 6-20 太陽光発電の発電状況



写真 6-21 廃熱ボイラの設置状況 (炉室内)



写真 6-22 自然光利用 (炉室内) の状況